

(別紙 2－53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源））

第 1 特定水産資源の名称

ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

第 2 管理年度

9 月 1 日から翌年 8 月末日まで（ステップ 1）

第 3 資源管理の目標

ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うベにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された知事許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水

準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち、許可省令別表第 1 の日本海べにずわいがに漁業の項の上欄 1 及び 2 に掲げる区域

② 漁業の種類

大臣許可漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第4項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものと

する。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。